

船舶事故調査報告書

平成24年3月15日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行
 委員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	平成23年7月15日 07時20分ごろ
発生場所	愛知県西尾市一色港北西方沖 一色港西防波堤灯台から真方位307° 1.25海里（M）付近 （概位 北緯34° 48.0′ 東経136° 59.6′）
事故調査の経過	平成23年7月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{かつえい} 勝栄丸、1.3トン AC3-46220（漁船登録番号）、個人所有 7.38m（Lr）×2.07m×0.76m、FRP ガソリン機関、60kW（漁船法馬力数）、昭和59年8月5日
乗組員等に関する情報	船長 男性 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年5月30日 免許証交付日 平成21年4月22日 （平成26年5月30日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船外機等に濡損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、一色港北西方沖において、水流噴射式貝けた網を使用してあさり漁を操業中、平成23年7月15日07時20分ごろ、一色港西防波堤灯台から真方位307° 1.25M付近において、転覆した。 転覆した本船を発見した操業中の僚船は、すぐに救助に向かったが、本船付近に船長の姿が認められず、所属する漁業協同組合等に連絡し、来援した多数の僚船と捜索に当たった。また、同漁業協同組合から連絡を受けた海上保安庁の巡視艇、航空機が加わって捜索中、09時43分ごろ、本事故発生場所付近の海底から船長が発見され、搬送された病院で死亡が確認された。 船長の死因は、溺水であった。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1 海象：海上 平穏、潮高 約180cm、潮汐 下げ潮の初期
その他の事項	船長は、救命胴衣を着用していなかった。 本船は、舵が右に切られ、また、スロットルレバーを引いた状態で発見

	<p>された。</p> <p>本船の水流噴射式貝けた網漁は、重さ約50～60Kgの貝けた網に海水ポンプで発生させた高圧水を送り、下向きに付いたノズルから噴射させて砂と一緒にあさを掘り起こし、引いている袋網に貝を採取する漁法であり、通常はえい網ロープを4～5m繰り出して直進でゆっくりと引くものであった。</p> <p>本事故発生海域は、海図上の水深が1～2mで底質が砂である。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>本船は、一色港北西方沖において、水流噴射式貝けた網を使用してあさり漁を操業中、転覆した可能性があると考えられるが、転覆した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長の死因は、溺水であったが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していれば、溺水しなかった可能性があると考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	不明	船体・機関等の関与	不明	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>本船は、一色港北西方沖において、水流噴射式貝けた網を使用してあさり漁を操業中、転覆した可能性があると考えられるが、転覆した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長の死因は、溺水であったが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していれば、溺水しなかった可能性があると考えられる。</p>
乗組員等の関与	不明								
船体・機関等の関与	不明								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>本船は、一色港北西方沖において、水流噴射式貝けた網を使用してあさり漁を操業中、転覆した可能性があると考えられるが、転覆した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長の死因は、溺水であったが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していれば、溺水しなかった可能性があると考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、本船が、一色港北西方沖において、水流噴射式貝けた網漁の操業中、転覆したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>								
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命胴衣を着用すること。 								